私立幼稚園障害児等教育費補助金交付要綱

(総則)

第1条 私立幼稚園又は幼保連携型認定こども園若しくは幼稚園型認定こども園(以下「私立幼稚園等」という。)における心身に障害を有する幼児(以下「障害児」という。)に対する教育費の補助については、補助金等交付規則(昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める ところによる。
 - (1) 私立幼稚園 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定により市内に設置された私立の幼稚園をいう。
 - (2) 幼保連携型認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園のうち、学校法人が市内に設置したものをいう。
 - (3) 幼稚園型認定こども園 認定こども園法第3条第1項の規定による認定 を受けた幼稚園又は認定こども園法第3条第3項の規定による認定を受け た連携施設のうち、学校法人が市内に設置するものをいう。

(補助対象施設)

第3条 補助対象となる施設は、障害児を受け入れている私立幼稚園等とする。

(補助対象児)

第4条 補助対象となる障害児は、補助金の交付申請を行う年度の5月1日現在、本市に居住し、かつ、私立幼稚園等に在園している児童、幼保連携型認定こども園に在籍している児童(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども(法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。以下同じ。)に該当する支給認定子ども(法第20条第4項に規定する支給認定子どもをいう。以下同じ。)及び法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを除く。)又は幼稚園型認定こども園に在籍している児童(法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを除く。)のうち、次のいずれかに該当する者とする。ただし、私立高等学校等経常費助成費補助金(特殊教育諸学校等運営費・過疎高等学校特

別経費・教育改革推進特別経費)交付要綱(平成11年5月21日文部大臣裁定)第2条第2項第3号に規定する障害児幼稚園助成事業による補助を受けている障害児及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者に対する市加算費支弁要綱(平成27年4月1日制定)別表第1項の表に掲げる障害児等受入加算の対象となる児童は補助対象としない。

- (1)特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第 134号)に規定する特別児童扶養手当の対象となる障害児又は障害児福祉手当の受給資格者(所得制限のために当該扶養手当の支給が停止されている障害児を含む。)
- (2) 重度障害者等福祉手当条例(昭和44年横須賀市条例第9号)に規定する 重度障害者等福祉手当の支給を受けているもの
- (3)前2号に掲げるもののほか、私立幼稚園等特別支援教育費補助金交付要綱(昭和54年4月1日神奈川県制定)の規定により、当該年度に私立幼稚園等特別支援教育費補助金の交付決定の対象となったもの

(補助対象経費)

第5条 補助対象となる経費は、私立幼稚園等における障害児教育に要する経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において障害児1人につき年額 392,000 円とする。

(申請書の添付書類)

第7条 規則第4条第3号に規定するその他参考となる書類は、補助金の交付申請を行う年度の5月1日現在の在園する障害児の数を明らかにした書類とする。

(実績報告書の添付書類)

- 第8条 規則第10条に規定する市長の定める書類は、次のとおりとする。
 - (1) 事業報告書
 - (2) 収支決算書

附則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成2年12月1日から施行する。
- 2 改正後の私立幼稚園障害児教育費補助金交付要綱の規定は、平成2年4月 1日から適用する。

附則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附則

- この要綱は、平成5年4月1日から施行する 附 則
- この要綱は、平成8年4月1日から施行する 附 則
- この要綱は、平成13年4月1日から施行する 附 則
- この要綱は、平成14年4月1日から施行する 附 則
- この要綱は、平成15年4月1日から施行する 附 則
- この要綱は、平成16年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成17年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成19年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成24年4月1日から施行する。 附 則
- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 平成28年4月1日に私立幼稚園から移行した幼保連携型認定子ども園が、 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ど もである本市に居住している障害児を平成27年度から継続して受け入れてい て、かつ、当該児童の受入れが特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 者に対する市加算費支弁要綱(平成27年4月1日制定)別表第1項の表に掲 げる障害児等受入加算の対象とならない場合は、改正後の私立幼稚園障害児 教育費補助金交付要綱の規定にかかわらず、平成28年度に限り、障害児1人 につき年額 784,000円を当該幼保連携型認定子ども園に交付するものとす る。この場合において、改正後の私立幼稚園障害児教育費補助金交付要綱第 4条第3号中「当該年度」とあるのは「平成27年度」と読み替えるものとす る。